

JARIA 0101 EV/PHEV 用 AC 普通充電器安全技術基準の読替表

2014 年 1 月 23 日

一般財団法人日本自動車研究所 認証センター

2013 年 7 月 1 日付けの「電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令」に基づき、「電気用品の技術上の基準を定める省令」が改正されました。この改正に伴い、「JARIA 0101 EV/PHEV 用 AC 普通充電器安全技術基準」は、2014 年 1 月 1 日より下表の通り読み替えて適用するものとします。

(下線部が読替部分)

ページ	箇条	読み替え前	読み替え後
1	2 引用規格・基準等	<p><u>電気用品の技術上の基準を定める省令 第 1 項</u>別表第一 電線及び電気温床線</p> <p>同 別表第四 配線器具</p> <p>同 別表第八 交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p>	<p><u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について</u> 別表第一 電線及び電気温床線</p> <p>同 別表第四 配線器具</p> <p>同 別表第八 交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p>
6	6.2 間接接触に対する保護	<p>間接接触に対する保護のため、モード 3 の EVSE の露出導電部はアース機構と接続されていなければならない。</p> <p>さらに次の要求事項を満たしていなければならない。</p> <p>－ <u>別表第四 1 (2) ニ(ロ) 及び (ハ)</u></p>	<p>間接接触に対する保護のため、モード 3 の EVSE の露出導電部はアース機構と接続されていなければならない。</p> <p>さらに次の要求事項を満たしていなければならない。</p> <p>－ <u>別表第四 1 (2) ニ(ロ) b 及び c</u></p>
13	9.11 電磁両立性	<p><u>電安法別表第四 1 (4)</u>に基づき、エミッション試験を実施する。</p>	<p><u>電安法別表第十第 5 章</u>に基づき、エミッション試験を実施する。</p>